

学校安全ボランティア保険(ボランティア活動保険)の概要

この保険は、学校に学校安全ボランティアとして登録している方が、子どもたちの登下校時の見守りや地域内のパトロールといった学校安全ボランティアとしての活動中及び活動場所への往復途上の事故により本人の身体に被った傷害と、活動中の事故により第三者に損害を与えた場合の賠償を包括的に補償する保険です。

市が契約者となり加入しています。

適用保険	社会福祉法人京都府社会福祉協議会ボランティア保険（基本Aプラン）		
補償内容	対象者	保険種別	主な補償限度額
	学校安全ボランティアとして学校に登録されている方	<p>[傷害保険]</p> <p>学校安全ボランティアとしての活動中及び活動場所への往復途上の事故による身体に被った傷害の補償</p> <p>[賠償責任保険]</p> <p>学校安全ボランティアとしての活動中の過失により第三者に損害を与えた場合の損害賠償</p>	<p>(1名につき)</p> <p>死亡・後遺障害 290万円</p> <p>入院 日額 6,500円</p> <p>通院 日額 4,000円</p> <p>1事故につき(支払限度額) 5億円</p> <p>※免責金額：なし</p>
保険期間	<ul style="list-style-type: none"> 登録時から登録年度末まで（年次更新） 登録から保険加入までは、おおよそ1週間程度かかります。 		
保険対象外 (例)	<p>事故の内容によっては、ボランティア保険に該当しない場合があります。詳細については、市までお問い合わせください。</p> <p>(例) 登録者の原動機付自転車や自動車等に起因する事故。</p> <p>(例) 学校安全ボランティア活動外の事故。</p>		
事故の通知	事故が発生した場合には、保険会社への報告締切があるため、事故発生から10日以内に、学校教育課へ連絡をお願いします。		
活動をやめる場合	活動をやめられる時は、登録先の学校へその旨連絡ください。		

※その他ご不明な点は、登録先の学校若しくは市（担当：学校教育課）までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

京田辺市教育委員会 教育部 学校教育課

電話：0774-64-1392（直通）